

クリーニング業法施行規則及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

1. 改正の趣旨

- クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）では、クリーニング師及び建築物環境衛生管理技術者の資格関係事務について規定している。
- 今般、国家資格システムを導入するにあたり、これらの規則について、これらの資格申請の際に、個人番号及び氏名・生年月日・性別・住所の情報（以下「基本 4 情報」という。）を取得する必要があるため、所要の改正を行う。
- また、「各府省における行政手続のオンライン化方針」に基づき、オンライン化するため、建築物環境衛生管理技術者免状の再交付に係る免状の返還の手続き、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときの免状の返還の手続きについて、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- （1）クリーニング業法施行規則関係（第 1 条関係）
 - クリーニング師の試験の受験願書及び免許の申請等に係る申請書について、個人番号及び基本 4 情報を記載した受験願書及び申請書とするよう明記する。
 - その他所要の改正を行う。
- （2）建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（第 2 条関係）
 - 建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）の交付申請書等の様式の記載事項に個人番号及び基本 4 情報を追加する。
 - 免状の交付を受けている者は、免状を破り、よごし、又は失ったときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請できる。免状を破り、又はよごした者が再交付を申請する際は、免状を添えることとしていたところ、免状を廃棄した旨の報告をするものと改正する。また、免状の再交付を受けた後、失った免状を発見したときは、厚生労働大臣に失った免状を返還することとしていたところ、失った免状を廃棄した旨の報告をするものと改正する。
 - 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に規定する届出義務者に対し、厚生労働大臣に免状を返還することとしていたところ、免状を廃棄した旨の報告をするものと改正する。
 - その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- ・ クリーニング業法施行令（昭和 28 年政令第 233 号）第 3 条
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 7 条第 5 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年11月20日（予定）
- 施行期日：（1）クリーニング業法施行規則関係（第1条関係）
令和8年4月1日
（2）建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（第2条関係）
令和7年12月20日